

令和5年3月30日

学生及びご家族の皆様へ

徳島大学長
河村 保彦

授業実施・学生生活及び課外活動について（3月30日更新）

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日（月）から、感染症法上の位置付けが「2類相当」から季節性インフルエンザと同等の「5類」へ引き下げられる予定です。また、3月13日（月）から、マスクの着用は、個人の判断に委ねられることが基本となったことを踏まえて、令和4年12月23日に通知しました内容を、下記のとおり更新します。

なお、BCPは、全学「レベル1」を継続します。

全国的に新型コロナウイルスの感染者は減少しておりますが、感染リスクが無くなったわけではありません。新年度を迎え、学修、課外活動など、充実した学生生活を送るためにも、一人一人が感染予防対策の意味を考え、節度ある行動をするよう心がけてください。

令和5年4月1日以降は、本学においてもマスクの着用を求めないことを基本としますが、引き続き、「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」「換気」等の基本的な感染対策を徹底し、感染拡大につながらないように、皆様の一層のご協力をお願いします。

また、今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合は改めて通知します。

記

◆対象期間等 当面の間
県をまたぐ移動について

県をまたぐ移動をする場合には、感染予防対策を徹底するとともに移動先での感染リスクの高い行動を控えてください。

なお、診療現場で教育を受ける学生は、当該診療施設の対応に従ってください。

◆BCPに伴う期間 令和5年4月1日（土）～当面の間
BCPレベル 1：全学

1. 授業等について

(1) 十分な感染防止措置を講じた上で、対面授業及び学位取得のための研究等及び図書館での学修を行います。ただし、一部の授業については、遠隔授業の特性を生かし、全て又は一部の授業を遠隔で実施する場合がありますので、本学ホームページ、教務システム、メール等を随時確認し、指導教員等の指示に従ってください。

※「遠隔授業等」とは、Web環境を活用した Teams、Zoom、ライブ配信システム、manaba 等による教材配付、課題提出等、対面によらない全ての授業形態を指す。

※「対面授業」とは、講義室等で行う一般的な授業（定期試験を含む）のほか、演習、実験、実習、卒業研究を含みます。

(2) 新型コロナウイルス感染症の罹患（疑いも含む）により、授業等（定期試験を含む）に出席できない学生については、欠席回数分の補講や課題提出、録画した授業を視聴させる等の代替措置、定期試験については追試験等の措置を行い、学生の単位取得に影響が出ないようにしますので、各学部学務担当係（教養教育科目は教養教育係）等、各学部等の指示に従って連絡してください。

2. 授業実施、課外活動及び生活上の注意事項について

(1) 授業実施、課外活動等においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。但し、以下の場合又は以下に準ずる場合は、マスク着用が効果的であるため着用を推奨します。

また、マスクの着用については、マスクの素材により感染防止効果に違いがあることが指摘されていることから、不織布マスクの着用を推奨します。

・医療機関受診時

・高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時

・通学時等の混雑した列車やバスに乗車するとき

・新型コロナの流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時

・新型コロナ陽性者、同居家族の陽性者がいる方や症状がある方が「やむを得ず」外出をする場合

(2) 3密（密閉・密集・密接）が回避できないような空間に集団で集まることを避けてください。

(3) 日頃から十分な栄養、睡眠を確保し、毎日の体温測定など、適切な健康管理を行ってください。

(4) **手指の消毒や咳エチケットの励行**により、感染予防を徹底してください。

(5) 大学から発信される情報に常に注意を払い、適切に対応してください。大学からの通知は、原則「本学ホームページ」又は「学生用教務システム」から配信しますので、随時確認するようお願いいたします。

(6) **次に該当する場合は、プライバシーの保護には十分配慮しますので、必ず各学部学務担当係へ連絡するとともに、別添1「新型コロナウイルスに関する措置（学生版）」に従って対応してください。**

① 感染が判明したとき

② 同居家族の感染が判明したとき（濃厚接触者）

③ 保健所から濃厚接触者になったとの連絡があったとき

④ 濃厚接触の可能性が高いと自身で判断したとき

(7) アルバイトについては、3つの密（密閉・密集・密着）を回避できない等、感染予防上、問題があると考えられるアルバイトは自粛してください。

※ 学生後援会に、学生の経済的支援を目的とする「学生金庫」の制度があります。無利息で10万円（上限）の貸し付けを受けることができる制度です。

詳しくは、各学部学務担当係が徳島大学学生後援会にお問い合わせください。

(8) 「5つの場面」(詳細は参考資料参照)は感染リスクが高まりますので留意してください。特に、**集団行動(食事、飲み会、カラオケ、ドライブ、勉強会など)**は、控えてください。

(9) 海外渡航について外務省が設定している感染症危険情報レベル2及びレベル3の国・地域については、引き続き原則禁止とします。ただし、**渡航の必要性と渡航可とする相当な理由・安全状況がある場合に限り、渡航期間に関わらず、許可することがあります**。詳細は、別添2「**新型コロナウイルス感染症流行下における学生の海外への渡航方針について**」を参照してください。

- ・ 外務省「海外安全ホームページ」
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 外務省「新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置」
https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html
- ・ 厚生労働省 水際対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

3. 学内への立入について

感染拡大防止に基本的な対策(3密回避、咳エチケット、手洗い手指消毒等)をした上で、立ち入ることができます。

4. 課外活動(オンライン等の対面によらない活動を除く)について

(1) 一般事項

- ① 課外活動を行う際は、密閉・密集・密接を回避する、人と人との距離を十分確保する、手指消毒剤や手洗い等によりこまめに手指衛生を行う、定期的に換気する、参加者を必要最小限の人数に分割する、共用の用具はこまめにアルコール等で消毒する、関係団体や所属連盟等の感染対策(ガイドライン等)に従うなど、十分な感染対策を行ってください。
- ② 発声が必要な場合は、付近への騒音に注意した上で、屋内の場合はできるだけ2方向の窓を開けての常時換気を行う、歌唱の場合は向かい合っでの歌唱を控えるなど、発声中の飛沫付着をできるだけ避けるよう、対策を行ってください。
- ③ 活動に伴い徳島県外に移動する場合は、移動先の地方公共団体等が公開している感染対策も行ってください。
- ④ 他大学の学生等、学外者と一緒に課外活動を行う場合は、相手側の感染対策も遵守してください。
- ⑤ 集団での飲食と会話を伴う長時間の会合は、控えてください。
- ⑥ 上記①～⑤のほか、所属学部が指示する感染対策や制限等がある場合は、その趣旨の理解に努めた上で、遵守してください。

(2) 活動を行う際の手続き

- ① 定期的な活動(部員同士の練習試合や発表会等を含む)
公認サークルや同好会等、定期的な課外活動を行う学生団体は、令和5年度の「課外活動許可願」により、活動上の感染対策を定め、提出してください。
※提出先、提出期日は、別途通知します。
- ② 集会、行事等の一時的な活動
学生及び学生団体が、課外活動のため集会、行事等(試合、遠征、発表会、ライブ、合宿、会合等)を行う場合や、学外団体の行う集会、行事等に参加しようとするときは、当該活動に対する感

染対策を定め、「集会・行事等願」又は「学外団体の集会、行事等参加承認願」に添付して、活動予定日（参加申込が必要な場合は申込期限）の2週間前まで（平日）に提出してください。

なお、集会・行事等を行う場合は、徳島県の「イベントの開催にあたっての留意事項について」を確認し、必要な感染対策や対策の公開等を行ってください。

※提出先：常三島地区・・・学務部学生支援課学生支援係（教養教育4号館1階・市道側事務室）

蔵本地区・・・医学部学務課学生係（医学基礎A棟1階・正面玄関付近）

※1つの学部 of 学生又は学生団体が活動する場合は、別途指示がない限り、所属学部の学務担当係に提出してください。

(3) 勧誘活動及び勧誘イベント等

① 勧誘チラシ

課外活動の勧誘チラシは、「文書印刷物配布届」（配布物添付）を事前に提出した上で、配布してください。配布時は、通行の妨げにならないよう、配慮してください。

※提出先：学務部学生支援課学生支援係（教養教育4号館1階・市道側事務室）

※屋外での手渡しによるチラシ等の配布は、学生会館及び蔵本会館前のみ限定し、配布者は1サークルにつき3人までとします。

② 勧誘ポスター

課外活動の勧誘ポスターは、ポスターを掲示したい掲示板を管理している事務室で許可を受けて掲示してください。※学生会館及び蔵本会館に掲示したい場合は、学務部学生支援課学生支援係（教養教育4号館1階・市道側事務室、蔵本会館のみ）に掲示したい場合は、蔵本会館2階事務室）で許可を受けてください。

③ 勧誘イベント

屋内・屋外を問わず、集団での飲食と会話を伴う長時間の勧誘イベント（新入生勧誘飲み会等）は、控えてください。ただし、適切な感染対策を講じた上で4.（2）②の手続きを行い、許可を受けた勧誘イベントは、可能とします（十分な感染対策を講じた上での見学会や新歓合宿等）。ただし、この場合も、所属学部から、実習等のため制限がある場合は、当該指示に従ってください。

(4) 課外活動施設の使用

課外活動施設（学生会館、体育館、課外活動棟、総合グラウンド）の使用は、感染対策を講じた上で4.（2）の手続きにより活動の許可を得た場合に限り、可能とします。

(5) 物品の貸し出し

学務部学生支援課における課外活動物品の貸し出しは、令和5年4月1日から再開します。

※集会・行事等に使用する場合は、先に4.（2）の手続きを行ってください。

※貸し出し物品については、大学HPに掲載の「学生生活の手引き2023」P47を参照するか、学生支援課学生支援係で確認してください。

(6) 上記(1)から(4)に記載した事項が守られない場合は、当該学生団体の活動を制限する場合があります。

以上

【各部局問合せ先】

(教養教育に関すること)	教養教育係	088-656-7308
(常三島キャンパス)		
総合科学部・総合科学教育部・創成科学研究科(地域創成・臨床心理学・創成科学専攻)	学務係	088-656-7108
理工学部・先端技術科学教育部・創成科学研究科(理工学・創成科学専攻)	学務係	088-656-7315
生物資源産業学部・創成科学研究科(生物資源学・創成科学専攻)	学務係	088-656-8021
(蔵本キャンパス)		
医学部医学科・医科栄養学科・医学研究科・医科栄養学研究科	学生係	088-633-7982
医学部保健学科・保健科学研究科		088-633-7030
歯学部・口腔科学研究科	学務係	088-633-7310
薬学部・薬学研究科	学務係	088-633-7247

【こころの不安に関する問い合わせ先】

キャンパスライフ健康支援センター総合相談部門 連絡先：088-656-7637、hsc.counseling@tokushima-u.ac.jp

【学生生活及び課外活動に関する問い合わせ先】

学務部学生支援課学生支援係 連絡先：088-656-7287

【学生金庫に関する問い合わせ先】

徳島大学学生後援会 連絡先：088-656-7087

参考資料

- ・厚生労働省（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

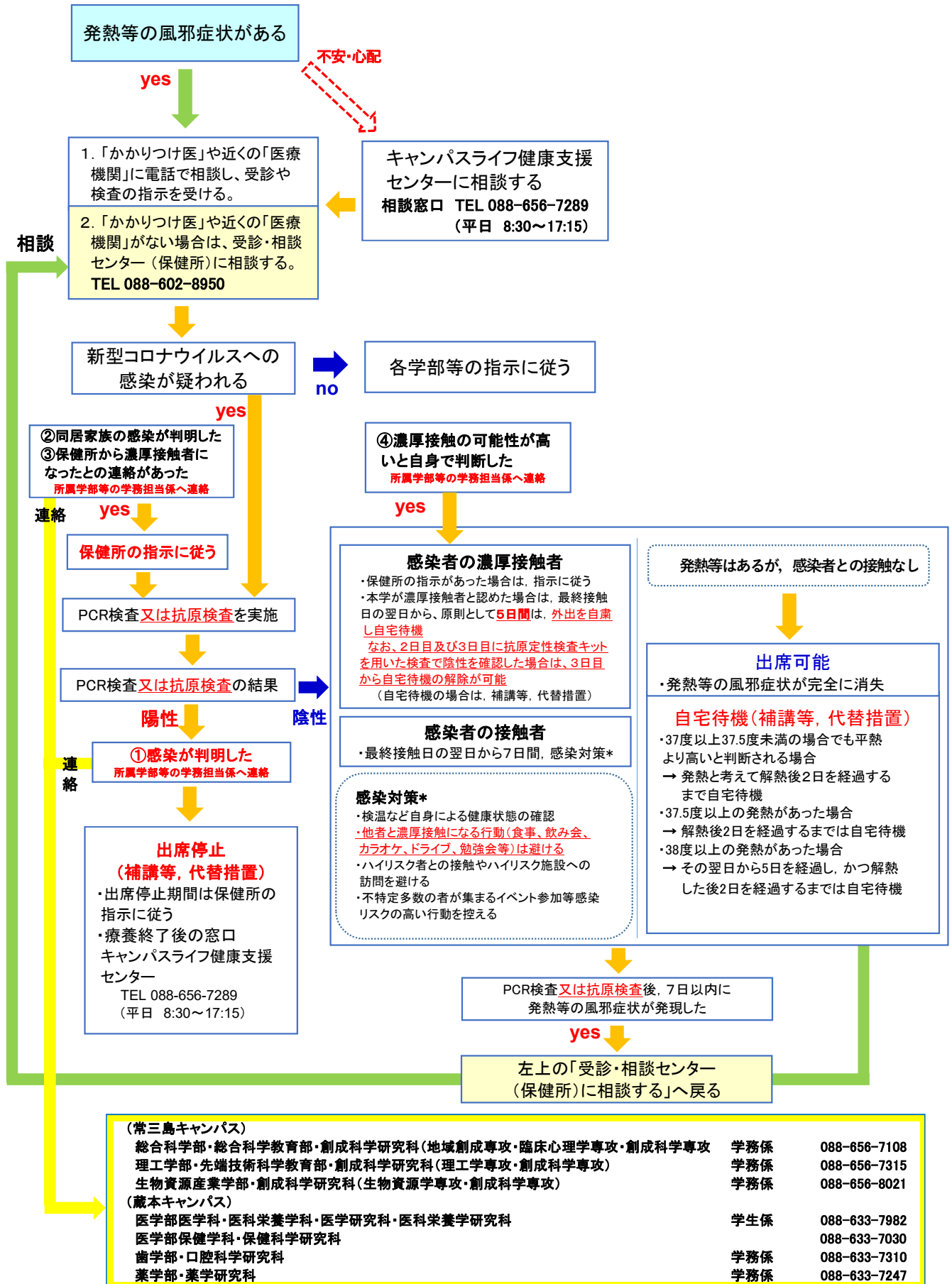
(参考) 感染拡大防止特設サイト（内閣官房）

変異株に対応するための感染対策／飲食の場面・職場におけるコロナ対策／感染リスクが高まる

「5つの場面」/いつでもマスク、など

<https://corona.go.jp/proposal/>

新型コロナウイルスに関する措置（学生用）



新型コロナウイルス感染症流行下における学生の海外への渡航方針について(7月1日更新)

令和4年7月1日
危機対策本部会議決定

学生の海外渡航について外務省が設定している感染症危険情報レベル2及びレベル3の国・地域については、引き続き原則禁止とする。ただし、学生が海外で学ぶ機会に配慮するため、渡航先の国・地域の感染症危険情報がレベル2及びレベル3であり、渡航の必要性和渡航可としうる相当な理由・安全状況がある場合に限り、下記の条件を満たす教育研究活動については、渡航期間に関わらず、許可することとします。

なお、感染症危険情報がレベル1の場合は、部局長等による渡航可否の判断により渡航を認めるが、不要不急の渡航(観光等)は自粛を求めます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化により、条件を変更する可能性があります。

記

海外への渡航を可能とする条件

1. 学部・研究科の海外留学プログラムによる留学又は私費留学
大学間交流協定等に基づく海外留学プログラムであること。
ただし、私費留学(休学中の海外勉学等)の場合でも、所属する部局長等が、大学間交流協定等に基づく留学に準ずるものであると判断した場合には、例外的に渡航を可能とする場合がある。
2. 私事渡航を希望する学生
学生自身が渡航を強く希望していること(観光は除く。),かつ所属する部局長等・指導教員等、保証人の同意及び渡航先の大学等における受け入れの同意を得ていること。
3. 研究交流,学会発表等に参加を希望する学生
大学間交流協定等に基づく研究交流,調査研究または国際学会,シンポジウム及び研究集会に参加するもので、所属する部局長等・指導教員等、保証人の同意及び渡航先における受け入れの同意を得ていること。

※ 渡航の延期,中止,緊急帰国について

以下のような場合には渡航者の安全を最優先して、渡航の延期,中止や緊急帰国の指示を検討願います。

- ・ 移動制限,国境閉鎖や航空便の休止により渡航者が出国困難となる可能性がある場合
- ・ 移動制限,行動制限により通常の生活を送ることが困難となる恐れがある場合や研究・教育の目的が達成できない恐れがある場合
- ・ 現地の医療体制が脆弱で、新型コロナウイルス感染症やその他の傷病について十分な医療が受けられない恐れがある場合

海外渡航の手続き

学部・研究科の海外留学プログラムによる留学または私費留学	私費渡航又は学会発表等を希望する学部生・大学院生
<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> ① 外国留学願(各学部様式)又は休学願※(本学様式) ※ 休学中の留学で、留学許可を経ずに留学する場合 ② 海外渡航届 ③ 渡航理由書(必要性,渡航可とする理由) 原則として指導教員等が作成 ④ 誓約書・確認事項(別紙様式1,2) ⑤ その他(留学先の状況(宿泊先,安全状況,保険等),受入同意等が分かる書類等) ⑥ 留学プログラムの概要(学部等が企画するプログラムの場合) 2 提出期限 原則として渡航日(プログラム開始予定日)の2ヶ月前まで ※ 受入機関等の留学許可により提出期限までに間に合わない場合は各学部担当係へ相談 3 提出先 各学部担当係 	<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> ① 海外渡航届 ② 渡航理由書(必要性,安全状況) 原則として指導教員等が作成 ③ 誓約書・確認事項(別紙様式1,2) ④ その他(留学先の状況(宿泊先,安全状況,保険等),受入同意等が分かる書類等) 2 提出期限 原則として渡航日の2ヶ月前まで 3 提出先 各学部担当係